

平成23年8月30日

栗東市議会議長
山本 章 様



請願者

栗東のまちづくりを考える会
住 所 栗東市霊仙寺2丁目6番3号
氏 名 坂口 賢洋 印

紹介議員

氏 名 大西 時子 印
氏 名 太田 若美 印
氏 名 印
氏 名 印
氏 名 印

J R 栗東駅におけるエレベーター設置に関する請願書

請願の要旨

- 1、 J R 栗東駅西口におけるエレベーター設置計画を早急に進めること。
- 2、 駅改札構内におけるエレベーター設置に向けた県・J R との協議経過を踏まえ、早急に計画実施すること。

請願の理由

栗東市の交通の要である J R 栗東駅（以下、栗東駅）は、1991年（平成3年）の開業以来、周辺地域の人口増加をはじめとして、利用客が年々増加し、現在1日の乗降客数が10,000人を超える県下有数の駅となりました。

近年、人口の高齢化やノーマライゼーション思想の普及を背景に「交通バリアフリー法」等の法的整備がなされ、1日の乗降客数3,000人以上の駅舎及び駅改札構内へのエレベーター設置が義務づけられ、その進捗が図られています。

そのような中において、栗東駅は駅舎及び駅改札構内にエレベーターが設置されていない数少ない駅となりました。また、J R びわこ線にて開業する13駅の内、エレベーター未設置の駅舎は栗東駅を含め、わずか5駅（膳所・栗東・篠原・安土・稲枝）であり、その内、数駅においてエレベーター設置に向けた計画が進捗しています。

このような状況下において、平成20年3月4日に栗東駅エレベーター設置に向けた協議が栗東市および J R 西日本株式会社の二者間でなされましたが、市当局の財政難を理由に計画そのものが白紙状態にあります。

広範な市民および駅利用者の切実な要望である栗東駅を安全かつ安心して利用することを実現するにあたって、栗東市は、法令を遵守し、栗東駅西口および駅構内へのエレベーターの設置計画を早急に進めることは喫緊の課題であります。

よって、上記の趣旨に基づいて地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書ならびに請願署名500筆を添え提出します。

以上